

令和3年度伊丹市一般会計予算の事故繰越し使用することの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、令和3年度伊丹市一般会計予算に計上の費目の一部は、年度内に支出が終わらなかったため、その額を別記令和3年度伊丹市一般会計予算事故繰越し繰越し計算書のとおり、令和4年度へ繰り越して使用することとした。

よって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項により準用する同施行令第146条第2項の規定により、議会に報告する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

令和3年度伊丹市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	国県支出金	地方債			その他
1	総務費	1 総務管理費	新庁舎整備事業	80,295,100	35,890,800	44,404,300	-	44,404,300	-	-	33,200,000	-	11,204,300	新型コロナウイルス感染症対策により 事業が遅延したため